

各省提出資料

地方公共団体を経由して行う指定統計調査の民間開放について

文部科学省	1
厚生労働省	5
農林水産省	2 5
経済産業省	2 7
国土交通省	3 3

(様式)

地方公共団体を経由して行う指定統計調査の民間開放について

省 庁 名：文 部 科 学 省

統計調査名：学校基本調査、学校保健統計調査
学校教員統計調査、社会教育調査

1. 当該調査の民間開放についての地方公共団体の意向について把握している状況を記載してください。

平成19年度に実施している学校基本調査、学校保健統計調査、学校教員統計調査について、各都道府県又は各都道府県教育委員会に法定受託事務として行っている業務の民間委託の状況及び要望等について調査した。

各都道府県等における民間委託の状況は、調査票等の発送、電算処理業務（データ入力）、調査票審査補助業務、調査票の提出等の業務となっており、各都道府県等の実情に応じ、また、委託費の効率的な執行を図る上で可能な業務について民間委託を進めているところである。

2. 現時点における当該調査の民間開放についての考え方を記載してください。

文部科学省の指定統計調査については、全て郵送調査であり、各都道府県等への法定受託事務の内容は、基本的には市町村・調査対象学校等への調査票等の発送、調査票の収集、調査票の審査、文部科学省への調査票の提出となっており、委託費として措置している内容も、調査説明会出席旅費、通信運搬費（郵送料）、消耗品費等の事務費となっている。

オンライン調査の推進を図るとともに、各都道府県等の実状を踏まえながら、業務の効率性を高めるため、現在措置している委託費の範囲内で、民間委託が可能な業務について民間委託を進めることとしている。

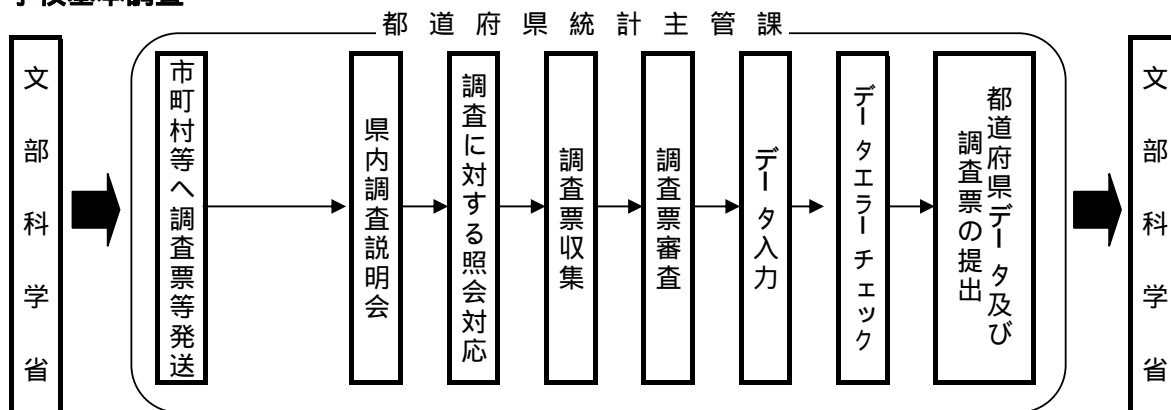
3. 今後の取組の具体的内容、スケジュール等について考えていることがあれば記載して下さい。

これまでに、平成19年度実施の学校教員統計調査の調査実施説明会（7月27日開催）において、公共サービス改革基本方針の概要を説明するとともに、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」に沿って民間開放を進めることを説明した。

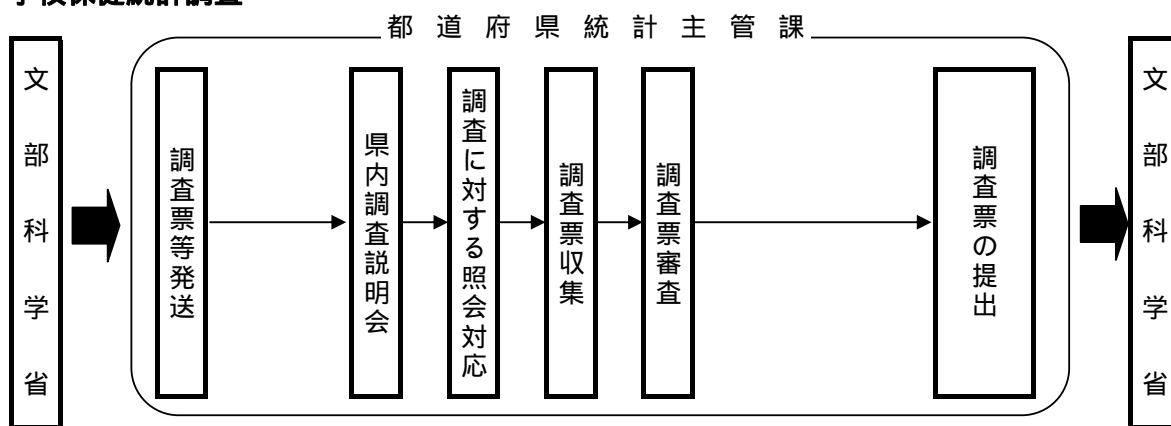
各都道府県教育委員会調査統計主管課に対して、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を周知（9月26日付け）した。

文部科学省の指定統計調査に係る法定受託事務の概要

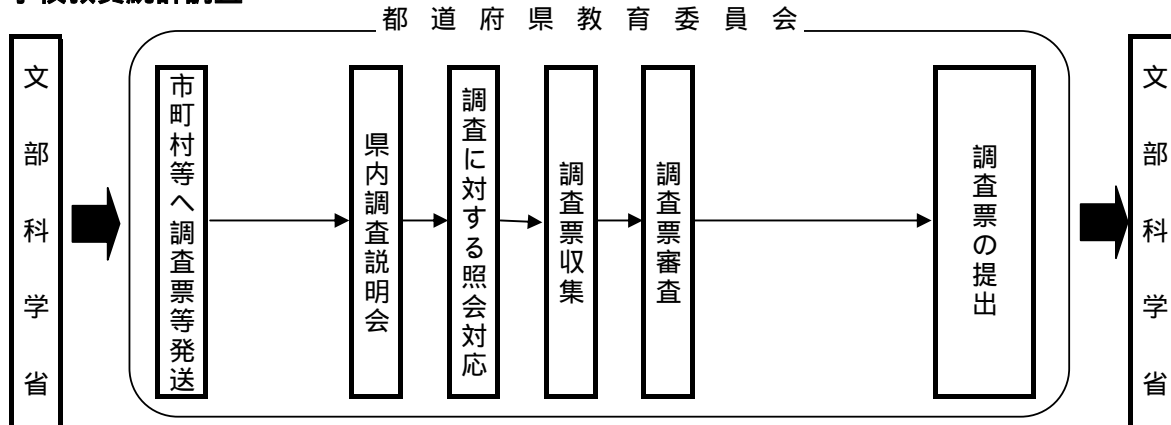
1. 学校基本調査



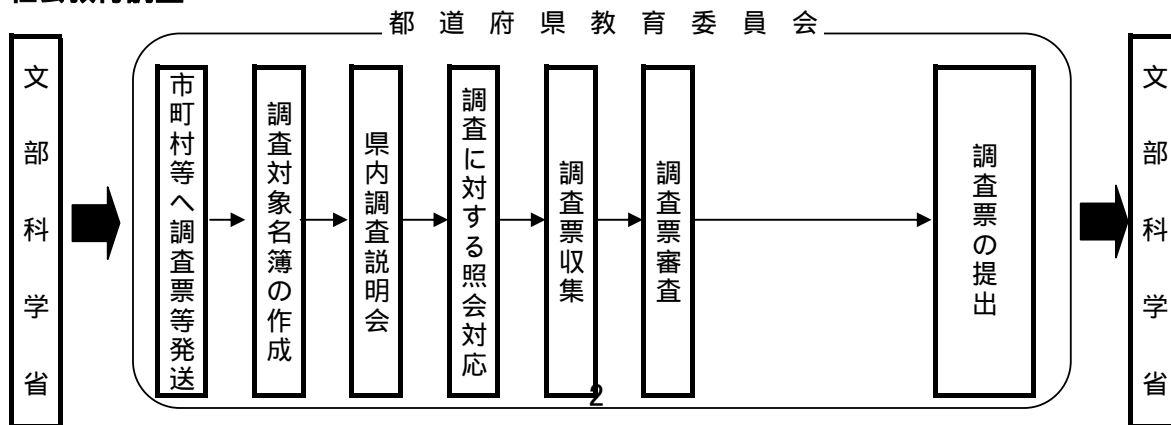
2. 学校保健統計調査



3. 学校教員統計調査



4. 社会教育調査



文部科学省の指定統計調査に係る各都道府県等の民間委託の状況について(概要)

平成19年9月26日付けで各都道府県統計主管課(学校基本調査、学校保健統計調査)及び各都道府県教育委員会調査統計主管課(学校教員統計調査)に照会した民間委託の状況についての概要。

1. 都道府県統計主管課

(1) 学校基本調査

法定受託事務として行っている事務の民間委託の有無

民間委託の有無	都道府県数
民間委託している	44
民間委託していない	3

民間委託している業務の具体的な内容

民間委託の業務内容	都道府県数	委託先等
各学校・市町村等への調査票等の発送	7	非常勤職員、アルバイト 運送会社、郵便事業会社
電算処理業務	44	情報処理会社
うち、データ入力のみ	1	情報処理会社
調査票プリント補助等	1	非常勤職員、アルバイト
調査票審査業務、調査票の整理	9	非常勤職員
文科省への調査票の提出	6	運送会社

(備考)

民間委託の都道府県数は複数回答。

電算処理業務には、データ入力、集計業務、磁気テープの作成を含む。

(2) 学校保健統計調査

法定受託事務として行っている事務の民間委託の有無

民間委託の有無	都道府県数
民間委託している	8
民間委託していない	39

民間委託している業務の具体的な内容

民間委託内容	都道府県数	委託先等
各学校への調査票等の発送	5	非常勤職員、郵便事業会社
調査票審査業務	4	非常勤職員
文科省への調査票の提出	6	非常勤職員、郵便事業会社 運送会社

(備考) 民間委託の都道府県数は複数回答。

民間委託に関する主な要望等（学校基本調査、学校保健統計調査共通）

- ・ 県が直接実施している現在の方法は、学校の協力を得られやすく、教育委員会との一体的な審査によりメリットが大きい。今後の検討においては、これらの事情にも配慮願いたい。
- ・ 包括的に民間委託する場合は、各都道府県の意見を踏まえて実施するとともに、民間委託の推進に当たっては都道府県に対して逐次情報提供をしてほしい。
- ・ 電算処理業者への民間委託については、一般競争入札を行うための入札手続期間が必要となるので、委託費の公布決定を4月上旬としてほしい。
- ・ 民間委託の拡大に当たっては、法定受託事務とせず、文部科学省から直接民間に委託してほしい。
- ・ オンライン調査の利用率が高くなった場合、県が法定受託事務として国との間に立つ必要性が希薄になるため、実査準備、実査、審査業務等の法定受託事務を国直轄事務に改めた上で民間委託するべきである。
- ・ データ管理及び入力データの精査等の業務について、信頼性を確保できる仕様の検討が必要。

2. 都道府県教育委員会調査統計主管課

(1) 学校教員統計調査

法定受託事務として行っている事務の民間委託の有無

民間委託の有無	都道府県教育委員会数
民間委託している	12
民間委託していない	35

民間委託している業務の具体的な内容

民間委託の業務内容	都道府県教育委員会数	委託先等
各学校・市町村等への調査票等の発送	5	非常勤職員、運送会社
データ入力	6	非常勤職員、情報処理会社
調査票の整理	2	非常勤職員
調査票審査業務	5	非常勤職員
文科省への調査票の提出	4	非常勤職員、運送会社

（備考）民間委託の都道府県教育委員会数は複数回答。

民間委託に関する主な要望等（学校教員統計調査）

- ・ 統計調査については多大な時間と労力を要し、業務に従事する職員にとっては大きな負担となっている。この負担を軽減し調査の合理化・効率化を図るため、民間委託を活用することの必要性は高い。地方における民間委託に必要な予算措置を行うこと。
- ・ 調査票の仕分け、梱包及び発送業務はかなり煩雑な作業のため、業務の効率化を図るためにも民間委託できるよう予算化してほしい。
- ・ 民間委託を考えるのなら、法定受託事務から国の直轄業務として民間委託してほしい。

(様式)

地方公共団体を経由して行う指定統計調査の民間開放について

省 庁 名：厚生労働省

統計調査名：人口動態調査

1．当該調査の民間開放についての地方公共団体の意向について把握している状況を記載してください。

いくつかの地方公共団体（都道府県等の事業主管課）と意見交換を行ったところ、以下のとおりであり、特段、民間開放の要望はなかった。

（主な意見）

- ・ 人口動態調査は、市区町村の窓口から保健所へ集められるものであるため、民間が介入する余地はないのではないかと。
- ・ 人口動態調査のような業務統計的なものは、行政記録を使用するため、民間の創意と工夫の余地はなく、コスト面から見ても無駄になる可能性が高い。引き続き、人口動態調査オンライン報告システムを推進していくことが良策と考える。

2．現時点における当該調査の民間開放についての考え方を記載してください。

現時点では、民間開放に係る地方公共団体の意向がないことから、現行方式を維持することとするが、引き続き、地方公共団体の意向を踏まえながら検討したいと考えている。

3．今後の取組の具体的内容、スケジュール等について考えていることがあれば記載して下さい。

人口動態調査の概要

1 調査の目的

本調査は、我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

戸籍法等により、市区町村に届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象とする。

3 調査の期日

該当月に発生したものであって、該当月の翌月14日までに市区町村に届け出られたもの。

4 調査の事項

(出生票)：出生年月日、出生場所、体重、父母の生年月日等の出生届及び出生証明書に基づく事項。

(死亡票)：死亡者住所、死亡年月日、死亡の原因等の死亡届及び死亡診断書に基づく事項。

(婚姻票)：夫妻の生年月、夫の住所、初婚・再婚の別等の婚姻届に基づく事項。

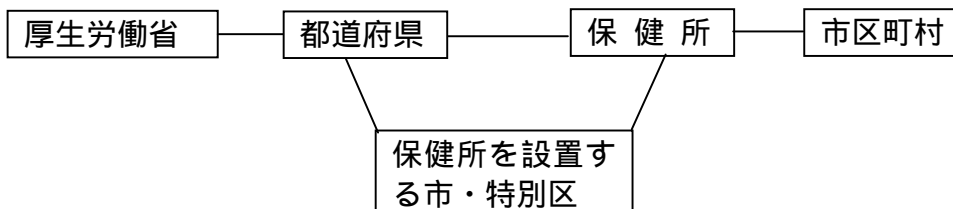
(離婚票)：夫妻の生年月、住所、離婚の種別等の離婚届に基づく事項。

(死産票)：死産年月日、死産の原因、父母の年齢等の死産届及び死産証書に基づく事項。

5 調査の方法

市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。

6 調査の系統



7 予算額

282,006千円(平成19年度)

(様式)

地方公共団体を経由して行う指定統計調査の民間開放について

省 庁 名：厚生労働省

統計調査名：医療施設動態調査

1. 当該調査の民間開放についての地方公共団体の意向について把握している状況を記載してください。

当該調査の民間開放について、いくつかの地方公共団体（都道府県等の事業主管課）と意見交換を行ったところ、以下のとおりであり、特段、民間開放の要望はなかった。

(主な意見)

- ・ 当該調査の情報は、医療法に基づき都道府県知事等が許認可等したものであり、こうした各種情報の把握は都道府県の業務の一環であって、民間事業者が立ち入る性質のものではないのではないか。
- ・ 当該調査結果は、医療計画の策定等都道府県における行政運営の重要な基礎資料であり、引き続き現在の方式で実施することがよいのではないかと。

2. 現時点における当該調査の民間開放についての考え方を記載してください。

現時点では、民間開放に係る地方公共団体の要望がないことから、現行方式を維持することとするが、引き続き、地方公共団体の意向を踏まえながら検討したいと考えている。

3. 今後の取組の具体的内容、スケジュール等について考えていることがあれば記載して下さい。

(調査の概要がわかる資料を必ず添付いただくほか、適宜、参考資料を添付願います。)

医療施設（動態）調査の概要

1 調査の目的

本調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

医療法に基づき開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした病院・診療所（年間2万～4万施設）

3 調査の期日

開設、変更等の届出等の都度

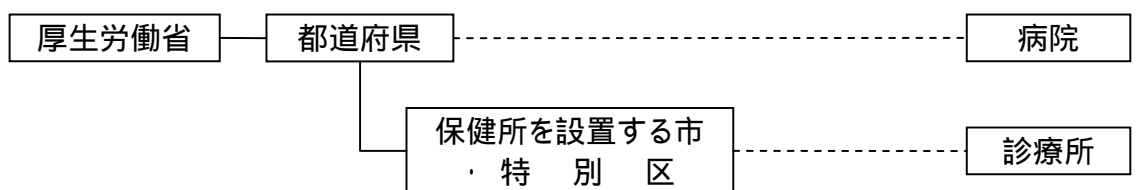
4 調査の事項

施設名、所在地、開設者、許可病床数、診療科目等

5 調査の方法

開設・変更等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を記入する方式による。

6 調査の系統



点線は医療法上の各届・処分等

7 予算額

6,908千円（平成19年度）

(様式)

地方公共団体を經由して行う指定統計調査の民間開放について

省 庁 名：厚生労働省

統計調査名：医療施設静態調査

1. 当該調査の民間開放についての地方公共団体の意向について把握している状況を記載してください。

当該調査の民間開放について、いくつかの地方公共団体（都道府県等の事業主管課）と意見交換を行ったところ以下のとおり、現行方式の継続又は国の事務への引き上げという意見があった。

(主な意見)

- ・ 医療法に基づき届け出られた施設情報と提出された調査票を照らし合わせチェックを行っているので、引き続き地方公共団体の関与が必要。
- ・ 小さな診療所などでは調査票の提出に難色を示されるケースもあり、保健所の職員がお願いして協力してもらっている。調査への協力の点から言うと民間委託について理解を得ることは難しいかもしれない。
- ・ 施設調査は、国で一括して実施したほうが効率的ではないか。

2. 現時点における当該調査の民間開放についての考え方を記載してください。

平成 23 年度の実施に向け、民間開放の在り方について、地方公共団体の意見等を踏まえながら検討したいと考えている。

3. 今後の取組の具体的内容、スケジュール等について考えていることがあれば記載して下さい。

平成 23 年度の実施に当たっては、地方公共団体の意見等や当該調査と類似の承認統計調査であり、公共サービス改革法の対象調査として実施を予定している「社会福祉施設等調査」及び「介護サービス施設・事業所調査」における実施状況をみながら、国の事務に引き上げるのか、地方公共団体の判断

で民間開放を行うのか、現行方式を維持するのかについて検討を行い、平成21年度中に結論を得ることを予定している。

(調査の概要がわかる資料を必ず添付いただくほか、適宜、参考資料を添付願います。)

医療施設（静態）調査の概要

1 調査の目的

本調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

10月1日午前零時現在において開設している、すべての病院・診療所
（平成19年6月末概数 約18万施設）

3 調査の期日

3年ごとの10月1日

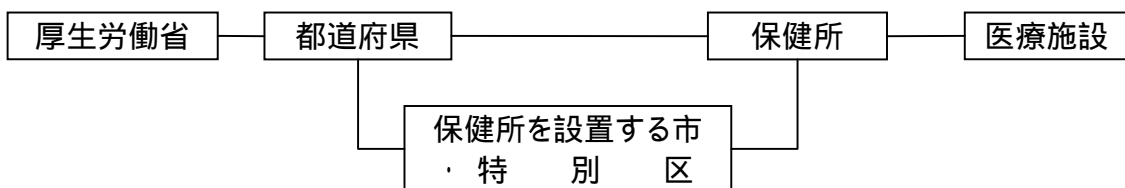
4 調査の事項

施設名、所在地、開設者、許可病床数、診療科目、従事者数、入院・外来患者数、看護体制、救急医療体制、在宅医療サービス、主な診療機器・設備、手術の状況等

5 調査の方法

医療施設の管理者が調査票に記入する方式による。

6 調査の系統



7 予算額

56,347千円（平成17年度）

(様式)

地方公共団体を経由して行う指定統計調査の民間開放について

省 庁 名：厚生労働省
統計調査名：患者調査

1. 当該調査の民間開放についての地方公共団体の意向について把握している状況を記載してください。

当該調査の民間開放について、いくつかの地方公共団体（都道府県等の事業主管課）と意見交換を行ったところ以下のとおり、現行方式の継続又は国の事務への引き上げという意見があった。

(主な意見)

- ・ 高い回収率を維持するため、保健所から医療機関にお願いに行くなど、一定の行政機関の関与が必要であることから、現行の方式でいいのではないか。
- ・ 保健所は、当該調査対象である医療機関と日頃から業務で関わっており、医療機関からも信頼されているため、行政が介入した方が円滑に調査が実施できるのではないか。
- ・ 施設調査は、国で一括して実施したほうが効率的ではないか。

2. 現時点における当該調査の民間開放についての考え方を記載してください。

平成 23 年度の実施に向け、民間開放の在り方について、地方公共団体の意見等を踏まえながら検討したいと考えている。

3. 今後の取組の具体的内容、スケジュール等について考えていることがあれば記載して下さい。

平成 23 年度の実施に当たっては、地方公共団体の意見等や当該調査と類似の承認統計調査であり、公共サービス改革法の対象調査として実施を予定している「社会福祉施設等調査」及び「介護サービス施設・事業所調査」における実施状況をみながら、国の事務に引き上げるのか、地方公共団体の判断

で民間開放を行うのか、現行方式を維持するのかについて検討を行い、平成21年度中に結論を得ることを予定している。

(調査の概要がわかる資料を必ず添付いただくほか、適宜、参考資料を添付願います。)

患者調査の概要

1 調査の目的

本調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の医療施設を利用する患者を対象として、病院の入院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出した医療施設（病院：約7千、一般診療所：約6千、歯科診療所：約1千）を利用した患者を調査の客体とする。

3 調査の期日

3年ごとの10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定める1日（退院患者については9月の1か月間）

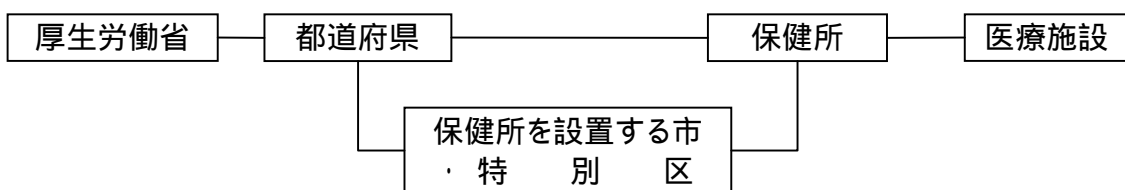
4 調査の事項

性別、出生年月日、患者の住所、入院・外来の種別、受療の状況、診療費等支払方法、紹介の有無等

5 調査の方法

医療施設の管理者が調査票に記入する方式による。

6 調査の系統



7 予算額

120,587千円（平成17年度）

(様式)

地方公共団体を経由して行う指定統計調査の民間開放について

省 庁 名：厚生労働省

統計調査名：国民生活基礎調査

1. 当該調査の民間開放についての地方公共団体の意向について把握している状況を記載してください。

いくつかの地方公共団体（都道府県等の事業主管課）と意見交換を行ったところ、以下のような意見等があった。

（主な意見）

- ・ 国民生活基礎調査を現状のまま、民間委託した場合、更に調査環境が悪化する可能性がある。そもそも調査の見直しが必要ではないか。
- ・ 調査員調査の民間委託が考えられるが、国民生活基礎調査の所得票の回収に当たっては、地方公共団体の職員が相当関与している。世帯調査は行政から調査が来たということで、信頼も担保されているのではないか。
- ・ 国民生活基礎調査は、回収は郵送等にして国に引き上げたらどうか。

2. 現時点における当該調査の民間開放についての考え方を記載してください。

本調査については、調査方法の見直し要望がある一方、現状のまま国の事務に引き上げる場合、大規模年においては、概ね 27 万世帯、約 81 万人を対象とする調査員調査となるため、現時点で民間事業者の受け皿が存在しない。他方、現行の法定受託事務の枠組みを維持した上で地域単位（以下「地方判断方式」という。）での民間開放を行うことについては、上記のとおり、まずは調査方法について見直しをすべきという意見が多かったことから、調査方法の見直しから着手し、次に民間開放のやり方という方法を考えている。

3. 今後の取組の具体的内容、スケジュール等について考えていることがあれば記載して下さい。

地方公共団体の要望等を踏まえ、まずは、調査方法（自計方式、郵送・オンライン調査の導入等）及び保健所・福祉事務所関与の効果検証などの見直しを行うため、平成20年度に試験調査等を実施し、地方判断方式による民間開放を行うかどうかを含め、平成21年度中に結論を得ることとしている。

平成20年度には、所得票自計化、全調査票同時実施・郵送回収の試験調査を予定しており、試験調査の結果等から調査の工程を明確にしつつ、保健所・福祉事務所の関与も含めてどの業務が民間開放に適切か検証し、学識経験者、都道府県等の担当者による意見等を踏まえながら、検討を行う予定である。

また、平成21年度には、試験調査の検証結果等を踏まえ、民間開放についての方針を決定し、法定受託事務にかかる制度、予算等、具体的な環境整備についても決定する予定である。

（調査の概要がわかる資料を必ず添付いただくほか、適宜、参考資料を添付願います。）

国民生活基礎調査の概要

1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、平成19年の世帯票、健康票については、平成17年国勢調査区から層化無作為抽出した5,440地区内のすべての世帯及び世帯員を調査客体とする。

介護票については、前記の5,440地区から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者等を調査客体とする。

所得票、貯蓄票については、前記の5,440地区に設定された単位区から無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯及び世帯員を調査客体とする。

3 調査の期日

世帯票、健康票、介護票 平成19年6月 7日(木)

所得票、貯蓄票 平成19年7月12日(木)

なお、健康票、介護票及び貯蓄票については、大規模調査年(3年周期。直近は平成19年)のみ調査する。

4 調査の事項

世帯票 別居の親・子への仕送り、性、出生年月、世帯主との続柄、配偶者の有無、公的年金・恩給の受給状況、仕事の有無、就業時間・通勤時間、仕事の内容(職業分類)、勤めか自営かの別、就業希望の有無、別居の子の有無等

健康票 入院・入所の状況、自覚症状、治療の状況、通院・通所の状況、傷病名、病気やけが等で支払った費用、日常生活への影響、普段の活動ができなかった日数、健康状態、悩みやストレスの状況、こころの状態、健診受診状況等

介護票 調査票の回答者、介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、居宅サービスの利用状況、介護保険によるサービスを受けていない理由、介護保険料所得段階、介護費用の負担力等

所得票 所得の種類別金額、課税等の状況、生活意識の状況等

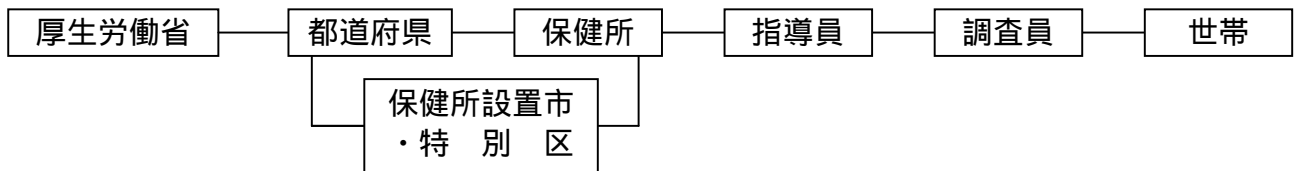
貯蓄票 貯蓄現在高、貯蓄の増減の状況、借入金残高等

5 調査の方法

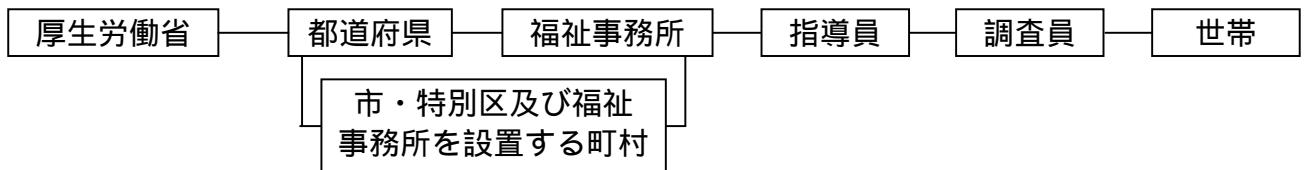
- (1) 準備調査については、調査員が平成17年国勢調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。
- (2) 世帯票、健康票、介護票、貯蓄票は、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する。ただし、健康票、貯蓄票については、密封方式とする。
- (3) 所得票は、調査員が世帯を訪問し、面接聞き取りの上、調査を実施する。

6 調査の系統

- (1) 世帯票、健康票、介護票



- (2) 所得票、貯蓄票



7 予算額

547,337千円：(平成19年度)大規模調査年
(145,037千円：(平成18年度)中間年(参考))

(様式)

地方公共団体を経由して行う指定統計調査の民間開放について

省 庁 名：厚生労働省

統計調査名：毎月勤労統計調査

1. 当該調査の民間開放についての地方公共団体の意向について把握している状況を記載してください。

いくつかの地方公共団体（都道府県の統計主管課）と意見交換を行ったところ、以下のとおりであり、特段、民間開放の要望はなかった。

（主な意見）

- ・ 質の確保、業務の効率性、委託の可能性が満たされ、統計の正確性・信頼性が確保されると判断されない現状においては、民間開放を実施する状況にないのではないか。
- ・ 公的機関以外からの調査は回収率低下の可能性が高いのではないか。
- ・ 毎月短い期限で、回収、集計、公表等を行うといった厳しい制約のある調査を民間開放することは慎重に行うべきではないか。

2. 現時点における当該調査の民間開放についての考え方を記載してください。

毎月勤労統計調査については、

- ・ 毎月、速・確報2回調査結果を公表しているという調査の速報性
- ・ 経済財政分析、景気判断に用いられる経常調査としての精度確保の重要性
- ・ 地方公共団体（各都道府県）は法定受託事務として地方調査を行っているため、各々の地方調査の結果は地方公共団体が集計、公表しており、国に事務を引き揚げるためには地方公共団体の意向が前提である点

等の特徴を踏まえた上で民間開放を検討していくべきと考えており、当面は現行の方式を維持することとするが、引き続き、地方公共団体の意見等を踏まえながら検討したいと考えている。

3 . 今後の取組の具体的内容、スケジュール等について考えていることがあれば記載して下さい。

(調査の概要がわかる資料を必ず添付いただくほか、適宜、参考資料を添付願います。)

毎月勤労統計調査の概要

1 調査の目的

本調査は、給与、労働時間及び雇用について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的としており、また、特別調査にあつては、これら全国調査及び地方調査を補完することを目的としている。

2 調査の対象及び客体

全国調査及び地方調査は、14大産業に属する事業所のうち、常用労働者5人以上の事業所を対象としており、特別調査は、常用労働者1～4人の事業所を対象としている。

3 調査の期日

全国調査及び地方調査では、調査期間は1ヵ月を単位としており、調査期日は毎月末現在（または毎月最終給与締切日現在）としている。特別調査は、毎年7月末現在（または7月の最終給与締切日）を調査期日としている。

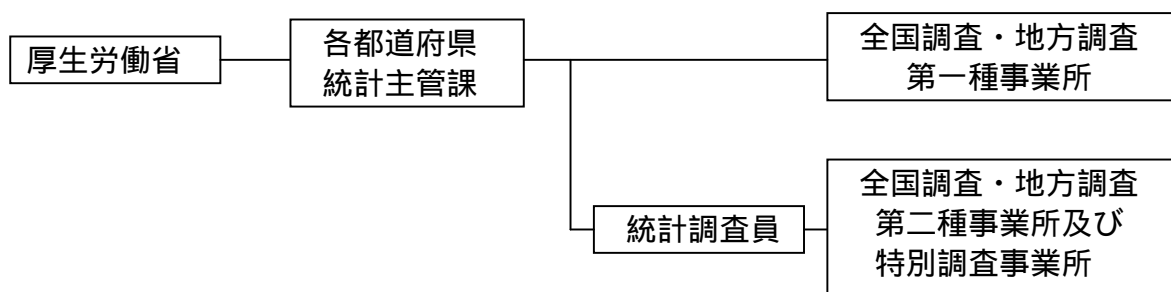
4 調査の事項

常用労働者数、きまって支給する給与、超過労働給与、特別に支払われた給与、所定内労働時間、所定外労働時間等

5 調査の方法

全国調査及び地方調査では、第一種事業所については事業所の自計による郵送またはオンライン調査、第二種事業所は統計調査員による実地他計またはオンライン調査。特別調査は統計調査員による実地他計調査。

6 調査の系統



7 予算額

1,041,755千円（平成19年度）

(様式)

地方公共団体を經由して行う指定統計調査の民間開放について

省 庁 名：厚生労働省

統計調査名：薬事工業生産動態統計調査

1. 当該調査の民間開放についての地方公共団体の意向について把握している状況を記載してください。

当該調査の民間開放について、全都道府県事業主管課を対象にアンケート調査を行ったところ以下のとおり、現行方式の継続又は国の事務への引き上げという意見があった。

(主な意見)

- ・地方公共団体の判断による方式では全国で統一性を確保することが極めて困難なのではないか。
- ・地方公共団体の判断による方式では入札手続やモニタリング等によりかえって業務が増大するのではないか。
- ・統一性の観点からは国が統一して行うべき。
- ・人員削減で都道府県での対応が難しくなっていることから、国の事務へ引き上げてほしい。
- ・都道府県での事務量と比較して調査によって得られる情報の有用性は必ずしも高くないことから、国の事務へ引き上げてほしい。
- ・都道府県内の生産動向を適正に把握するため、現行方式で継続してほしい。
- ・都道府県独自の統計や工業統計にも利用しているため、現行方式で継続してほしい。
- ・現行方式以外の方法では現行レベルの精度を確保できないのではないか。
- ・都道府県職員が調査票を回収することによって秘密保護を確保できる。

2. 現時点における当該調査の民間開放についての考え方を記載してください。

以下の理由により、当面の間は現行方式により実施すべきと考える。

- ・都道府県では国の事務に引き上げが適当とする意見も多い。しかし、この方式は製造所の情報（業許可の新規取得、廃止、休止等の活動状況）をリアル

タイムで把握している都道府県薬務主管課を経由しないこととなり、回収率の低下及び質の低下が懸念される。

- ・特に医薬品産業や医療機器産業を重要と位置づけている都道府県では、都道府県を経由することによって得られたデータを基に独自で集計しており、医薬品製造業等の企業育成、振興に役立てていることから、積極的に現行方式を支持している。
- ・地方公共団体の判断による民間解放という意見はなかった。

3．今後の取組の具体的内容、スケジュール等について考えていることがあれば記載して下さい。

(調査の概要がわかる資料を必ず添付いただくほか、適宜、参考資料を添付願います。)

薬事工業生産動態統計調査の概要

1 調査の目的

この調査は、医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する生産の実態等を明らかにすることを目的として、毎月調査を実施している。

2 調査の対象及び客体

全国の薬事法により医薬品、医薬部外品又は医療機器を製造販売する事務所（以下「製造販売事務所」という。）及び同法により医薬品、医薬部外品又は医療機器を製造する製造所を対象とし、その全数を客体とする。

製造販売事務所：4,400事業所

製造所：400事業所

3 調査の期日

毎月月末

4 調査の事項

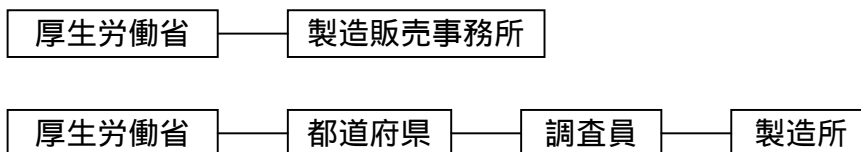
(1) 医薬品、医薬部外品又は医療機器の生産（輸入）数量及び金額、出荷数量及び金額、月末在庫数量及び金額。

(2) 従業者数（医薬品製造所のみ）

5 調査の方法

調査票は、製造販売事務所に対しては厚生労働省が直接配布し、製造販売事務所の管理責任者が記入する。製造所に対しては厚生労働省が都道府県を経由して配布し、製造所の管理責任者が記入する。

6 調査の系統



7 予算額

53,568千円（平成19年度）

(様式)

地方公共団体を經由して行う指定統計調査の民間開放について

省 庁 名： 農林水産省

統計調査名： 農林業センサス
漁業センサス

1. 当該調査の民間開放についての地方公共団体の意向について

都道府県等で構成されている各統計協議会から、「国が一括して民間に委託して実施すること」について、複数の要望がある。

現在、平成22年2月に実施する2010年農林業センサスに向けて、有識者による研究会を行っており、この中で、都道府県及び市町村に対して民間開放の取組意向を本年11月に把握し、実施に向けた具体的検討を行うこととしている。

2. 現時点における当該調査の民間開放についての考え方

平成22年2月に実施する農林業センサス（漁業センサスは平成25年実施から）について、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成19年5月改定）における「現行の法定受託事務の枠組みを基本として地域単位で民間開放する手法」が、地方公共団体において実施できるよう制度の改正を検討している。

3. 今後の取組の具体的内容、スケジュール等について

農林業センサス

- | | |
|----------|---|
| 平成19年11月 | 都道府県及び市町村（農業経営体数上位5市町村）を対象に民間開放の取組内容を説明、意向を把握 |
| 平成20年3月 | 民間開放に係る実施マニュアル及び調達仕様書を作成 |
| 7月 | 民間業者による試行調査を実施（1市町村） |
| 9月 | 試行調査結果取りまとめ |
| 10月 | 2010年農林業センサス実施について統計委員会へ諮問 |
| 平成21年3月 | 統計法施行令及び農林業センサス規則等の改正
都道府県及び市町村が希望する場合、民間開放を実施する都道府県の事務処理特例条例を改正 |
| 平成22年2月 | 2010年農林業センサス実施 |

農林業センサス及び漁業センサスの概要 (法定受託事務)

	指定統計調査	
	農林業センサス (農林業経営体調査)	漁業センサス (海面漁業調査漁業経営体調査)
調査事項	農林業経営体(農家・林家、会社等)における ・経営体数、従事者数 ・経営耕地面積、保有山林面積 ・販売金額 ・耕作放棄地	漁業経営体(漁家、会社等)における ・経営体数、従事者数 ・漁船隻数、養殖施設規模 ・漁業種類 ・販売金額
調査対象	農林業経営体 約208万経営体 (2005年農林業センサス結果)	漁業経営体 約13万経営体 (2003年漁業センサス結果)
調査方法	調査員が調査票を配布、回収 調査対象者(客体)が自ら調査票へ 記入(自計申告調査)	調査員が調査票を配布、回収 調査対象者(客体)が自ら調査票へ 記入(自計申告調査を基本)
次期調査 時期	5年毎(平成22年2月実施)	5年毎(平成20年11月実施)
調査の 実施経路	農林水産省(本省) ↑↓ 都道府県 ↑↓ 市区町村 (指導員・調査員)	農林水産省(本省) ↑↓ 都道府県 ↑↓ 市区町村 (調査員)

注：1．農林業センサスは、2005年農林業センサス内容を記載している。

2．漁業センサスは、2008年漁業センサス内容を記載している。

(様式)

地方公共団体を経由して行う指定統計調査の民間開放について

省 庁 名： 経済産業省
統計調査名：
工業統計調査
経済産業省生産動態統計調査
商業統計調査
商業動態統計調査
特定サービス産業実態調査

1. 当該調査の民間開放についての地方公共団体の意向について把握している状況を記載してください。

いくつかの地方公共団体から、個別にお話を伺っているところである。また、地方公共団体との会議等の機会においても、随時意見交換を行っているところである。これまでのところ、民間開放について積極的な意見は聞いていない。

2. 現時点における当該調査の民間開放についての考え方を記載してください。

統計調査の品質の確保、コストの削減あるいは業務の効率化、受け皿となる民間事業者の確保の観点から、民間事業者の活用の可能性について検討を進めていく予定である。

3. 今後の取組の具体的内容、スケジュール等について考えていることがあれば記載してください。

現在、経済産業省においては、地方公共団体経由の統計調査における民間事業者の活用を含めた民間事業者の活用について、有識者による研究会を設置し議論を行っているところである。

その議論の内容等を参考にしながら、経済産業省において今後の方向性について検討を進めていく予定である。

(調査の概要がわかる資料を必ず添付いただくほか、適宜、参考資料を添付願います。)

工業統計調査の概要

調査の概要： 全国の製造業の工場を対象に、工場数、従業者数、製造品出荷額及び原材料使用額、工業用水の使用量などについて調査し、産業別、規模別、地域別などの我が国工業の実態を明らかにすることを目的としています。製造業の経営基盤の強化、産業集積の活性化や中小企業施策の基礎資料として、また、国民経済計算などマクロ経済分析や企業の事業計画の基礎資料等として利用されています。

調査の期日： 12月31日（毎年）

調査の事項：

（１）甲調査（従業者が30人以上の事業所）

事業所の名称及び所在地 本社又は本店の名称及び所在地 他事業所の有無
経営組織 資本金額又は出資金額 従業者数 常用労働者毎月末現在数の合計
現金給与総額 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費 有形固定資産
リース契約による契約額及び支払額 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、
燃料の在庫額 製造品の出荷額、在庫額等 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の
合計額 製造品出荷額に占める直接輸出額の割合 主要原材料名 作業工程
工業用地及び工業用水

（２）乙調査（従業者が29人以下の事業所）

事業所の名称及び所在地 本社又は本店の名称及び所在地
他事業所の有無 経営組織 資本金額又は出資金額 従業者数 現金給与総額
原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費（外注加工費）の合計金額
製造品出荷額等 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額
製造品出荷額に占める直接輸出額の割合 主要原材料名及び簡単な作業工程
有形固定資産（西暦末尾0、5年のみ調査）（従業者が10人以上の事業所）
製造品在庫額、半製品及び仕掛品額の合計金額（西暦末尾0、5年のみ調査）（従業者が
10人以上の事業所）

調査対象：

全国の製造事業所・工場（日本標準産業分類F - 製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く）。西暦末尾0、3、5、8年は全数調査、それ以外の年は従業者4人以上の事業所（昭和56年（1981年）以降）。

調査対象数：約470,000事業所（平成17年度調査結果）

調査方法：調査員

調査員数：約31,000人（平成17年度調査）

調査の実施経路：経済産業省 都道府県 市町村 調査員 調査対象

予算額：約1,100,000千円（平成19年度：裾切り調査）

約1,600,000千円（平成17年度：全数調査）

経済産業省生産動態統計調査の概要

調査の概要：鋳工業生産の動態を明らかにし、鋳工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。

調査の期日：毎月末日

調査の事項：

(1) 製品に関する事項

生産(数量・重量・金額等) 受入(数量・重量等) 消費(数量・重量等) 出荷販売(数量・重量・金額等) 在庫(数量・重量等)

(2) 原材料、燃料及び電力に関する事項

受入(数量・重量等) 消費(数量・重量等) 在庫(数量・重量等)

(3) 労務に関する事項

月末常用従業者数(事業所及び当該製造部門) 月間実働延人員(当該製造部門)

(4) 生産能力・設備に関する事項

月間生産能力 月末保有台数

注：ただし、品目によって調査しない項目があります。

調査対象：

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第10号）別表に掲げる鋳産物及び工業品を生産する者であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所。

上記事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は当該事業所へ生産品目について生産の委託を行っている事業所であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所（特定事業所）。

調査対象数：約2万（平成19年度）

調査方法：郵送、オンライン（インターネット経由）、調査員

調査員数：約650名（平成19年度）

調査の実施経路：

経済産業省 都道府県 調査員 調査対象

経済産業省 経済産業局 調査員 調査対象

経済産業省 都道府県 調査対象

経済産業省 経済産業局 調査対象

経済産業省 調査対象

予算額：約450,000千円（平成19年度）

商業統計調査の概要

調査の概要： 全国の商業事業所数、従業者数、商品販売額などについて調査し、産業別、規模別、地域別などの商業の実態、商品の流通及び事業所の立地状況を明らかにすることを目的としています。中小商業施策を中心とする流通関連施策の基礎資料や国民経済計算などのマクロ経済分析、企業や商店等の経営計画作成の基礎資料等として利用されています。

調査の期日： 6月1日（本調査は5年毎（本調査の2年後に簡易調査））

調査の事項：

（1）卸売業、小売業について

事業所の名称及び電話番号、所在地 経営組織及び資本金額又は出資金額 本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号 事業所の開設時期 従業者数等 年間商品販売額等 年間商品販売額の販売方法別割合 商品手持額

（2）小売業に限っての事項について

年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合 セルフサービス方式採用の有無 売場面積 営業時間等 来客用駐車場の有無及び収容台数 チェーン組織への加盟の有無

（3）法人事業所に限っての事項について

年間商品仕入額の仕入先別割合 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合 企業全体の業種区分 企業全体の商業事業所に関する事項 商業事業所数、従業者数、年間商品販売額 年間商品仕入額 電子商取引の有無及び年間商品販売額・年間商品仕入額に占める割合

調査対象： 全国の商業（卸売業、小売業）を営む事業所（日本標準産業分類J - 卸売・小売業に属する事業所）

調査対象数： 約1,600,000事業所（平成16年度調査結果）

調査方法： 郵送、調査員

調査員数： 約67,000人（平成14年度：本調査）

調査の実施経路：

経済産業省 都道府県 市町村 調査員 調査対象

経済産業省又は都道府県 調査対象

予算額： 約3,000,000千円（平成19年度：本調査）

約1,400,000千円（平成16年度：簡易調査、事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査との3調査同時実施）

商業動態統計調査の概要

調査の概要： 商業を営む事業所の販売活動の動向を明らかにすることを目的としています。消費動向を「もの」の販売活動の面からとらえる唯一の統計です。商業統計調査を母集団とする標本調査で、大規模卸売店、大型小売店、コンビニエンスストア及び一般事業所の4種類の調査を実施しています。

調査の期日：毎月末日

調査の事項：

(1) 甲調査

従業者100人以上の各種商品卸売事業所（総合商社等）及び従業者200人以上の卸売事業所。

商品別販売額 販売先別商品販売額 月末従業者数 期末商品別手持額（四半期末）

(2) 乙調査

指定事業所甲対象を除く卸売事業所、自動車小売事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、指定事業所丙を除いた事業所を業種別、従業者規模別に分類し、無作為に抽出した事業所及び経済産業大臣が指定した調査区内に所在する従業者数19人以下の小売事業所（自動車小売事業所を除く）

商品販売額 月末従業者数

(3) 丙調査

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパーに該当する事業所。

商品別販売額 商品券販売額 期末商品別手持額（四半期末） 月末従業者数 売場面積 月間営業日数

(4) 丁調査

500店舗以上（直営店やフランチャイズチェーン店、ボランタリーチェーン店など形態に関係なく）を展開するコンビニエンスストアのチェーン企業本部。

月間商品別販売額 サービス売上高 月末店舗数

調査対象：

全国の商業（代理商、仲立業を除いた卸売業・小売業）を営む事業所から、個別標本（特に指定された規模の大きい事業所並びに一定基準によって無作為に抽出された事業所）と地域標本（一定基準によって無作為に抽出された地域に所在する事業所）で抽出された事業所・企業。

調査対象数：約18,000事業所（コンビニエンスストアは企業）

調査方法：郵送、オンライン（インターネット経由）、調査員

調査の実施経路：

経済産業大臣 都道府県知事 統計調査員 調査対象

経済産業大臣 調査対象

調査員数：約650人（平成18年度）

予算額：約350,000千円（平成19年度）

特定サービス産業実態調査の概要

調査の概要：各種サービス産業のうち、行政、経済両面において統計ニーズの高い特定サービス産業の活動状況及び事業経営の現状を調査し、サービス産業の企画・経営及び行政施策の立案に必要な基礎データを得ることを目的としている。

調査の期日：11月1日（毎年）

調査の事項：平成19年調査

(1)ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告代理業、その他の広告業、デザイン・機械設計業、計量証明業

事業所名及び所在地 経営組織及び資本金額 本社・支社別 年間売上高 年間売上高の契約先産業別割合 年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額 従業者数

(2)各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業

事業所名及び所在地 経営組織及び資本金額 本社・支社別 年間売上高、契約高 年間売上高及び年間契約高の契約先産業別割合 年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額 従業者数

(3)映像情報制作・配給業

企業名及び所在地 経営組織及び資本金額 企業の事業形態 年間売上高 映画・テレビ番組及びビデオ制作本数、配給本数等 年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額 従業者数

(4)クレジットカード業割賦金融業

企業名及び所在地 経営組織及び資本金額 会社の系統 年間売上高（年間取扱高） 会員数、提携企業数、加盟店数等 年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額 従業者数

調査対象：平成16年事業所・企業統計調査において、以下の日本標準産業分類小分類の業種に格付けされた事業所が対象。

「391 ソフトウェア業」、「392 情報処理・提供サービス業」

「881 各種物品賃貸業」、「882 産業用機械器具賃貸業」、「883 事務用機械器具賃貸業」

「891 広告代理業」、「899 その他の広告業」、「411 映像情報制作・配給業」

「643 クレジットカード業、割賦金融業」、「806 デザイン・機械設計業」、「903 計量証明業」

調査対象数：約60,000事業所（平成19年度）

調査員数：約3,000人（平成19年度）

調査方法：郵送、調査員

調査の実施経路：

経済産業省 都道府県 調査員 調査対象

経済産業省 調査対象

予算額：約160,000千円（平成19年度）

(様式)

地方公共団体を經由して行う指定統計調査の民間開放について

省 庁 名：国土交通省
統計調査名：港湾調査

- 1 .当該調査の民間開放についての地方公共団体の意向について把握している状況を記載してください。

当該調査の民間開放について、いくつかの地方公共団体（都道府県）に意向を確認したところ、特段、民間開放についての要望はなかった。主な意見は以下のとおり。

- ・ 当該調査の情報については、港湾管理者（地方公共団体）が港湾法に基づき、当該港湾の管理・運営を行う上で、必要なものである。各種の情報を把握することは港湾管理者（地方公共団体）の業務の一環として行っているものである。
- ・ 当該調査の結果については、港湾管理者（地方公共団体）における港湾計画の改定等の際の重要な基礎資料となるものであり、従来の方法により実施することによっていいのではないかと考える。

- 2 .現時点における当該調査の民間開放についての考え方を記載してください。

現時点においては、民間開放についての地方公共団体の要望がないこと及び上記のとおり当該調査の委託先（法定受託事務）であり、かつ、申告義務者（港湾調査規則第7条）である地方公共団体が調査内容を概ね把握していることから、引き続き、地方公共団体の意向を踏まえつつ、検討していきたい。

- 3 .今後の取組の具体的内容、スケジュール等について考えていることがあれば記載して下さい。

(調査の概要がわかる資料を必ず添付いただくほか、適宜、参考資料を添付願います。)

港湾調査の概要

(1) 調査の目的（港湾調査規則第2条）

この調査は、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。

(2) 調査対象港湾（港湾調査規則第3条）

港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）別表（第3条関係）に選定された甲種港湾（172港）及び乙種港湾（642港）を対象とする。

(3) 調査事項（港湾調査規則第4条）

甲種港湾に関しては次に掲げる事項について、乙種港湾に関しては1から3及び9に掲げる事項について行う。

- 1 入港船舶
- 2 船舶乗降人員
- 3 海上出入貨物
- 4 陸上出入貨物
- 5 本船荷役
- 6 泊地及び係船岸
- 7 上屋及び倉庫
- 8 貯留場
- 9 鉄道連絡船

4（陸上出入貨物）については、平成19年から当分の間、調査を行わないこととなった。

(4) 申告義務者（港湾調査規則第7条）

申告義務者は、次に該当するものから、都道府県知事が選定する。

- (ア) 港湾管理者
- (イ) 港湾運送事業者
- (ウ) 船舶運航事業者
- (エ) 陸上運送事業者
- (オ) 水産業協同組合の長
- (カ) その他当該事項の実態を把握することができる者

(5) 調査票の申告期限（港湾調査規則第9条）

申告義務者は、下記の期日までに都道府県知事に申告しなければならない。

- (ア) 甲種港湾 調査月の翌月10日まで
- (イ) 乙種港湾 調査年の翌年1月末日まで
- (ウ) 陸上出入貨物（甲種港湾のうち重要港湾） 調査年の11月15日まで

(6) 集計表の提出期限（港湾調査規則第10条）

都道府県知事は、下記の期日までに調査票を取りまとめ、国土交通大臣に提出しなければならない。

- (ア) 甲種港湾 月報…調査月の翌月末日まで
年報…調査年の翌年3月末日まで
 - (イ) 乙種港湾 年報…調査年の翌年3月末日まで
 - (ウ) 陸上出入貨物（甲種港湾のうち重要港湾）…調査年の12月末日まで
- なお、集計表による提出のほか、磁気媒体による提出をすることが出来る。

(7) 調査の結果の公表の方法及び期日（港湾調査規則第14条）

国土交通大臣は、「港湾統計（月報）」を調査月の翌々月末日までに、「港湾統計（年報、流動表、本船荷役及び泊地系船岸）」を調査年の翌年12月末日までに、「港湾調査（陸上出入貨物）」を調査年の翌年6月末日までに公表する。

(様式)

地方公共団体を経由して行う指定統計調査の民間開放について

省 庁 名：国土交通省

統計調査名：建築動態統計調査

1. 当該調査の民間開放についての地方公共団体の意向について把握している状況を記載してください。

当該調査の民間開放について、いくつかの地方公共団体に意向を聞いたところ、出てきた意見等は、建築基準法第15条第1項によって建築主事に提出された「建築工事届」に基づいて当該調査票への記入を行っているので、当該届出そのものが民間開放されない状況においては、当該調査を民間開放しても、コスト削減等の成果は期待できないし、意義は乏しいということに集約され、特段民間開放についての要望はなかった。

2. 現時点における当該調査の民間開放についての考え方を記載してください。

当該調査は、「1 .」にもあるとおり、建築基準法第15条第1項に基づいて建築主等から建築主事を通じて提出されたすべての「建築工事届」にかかる建築物(10㎡を超えるもの)について行うものであり、これらを47都道府県が収集し、国土交通省にて集計するものである。

このように、当該調査は、法律上の手続の中で地方公共団体と国土交通省が連携して実施しているものである。

都道府県では、自らの責任で単純作業についてのみ民間委託しているケースもあり、既に可能な範囲で民間開放を進めているところであるが、引き続き地方公共団体の意向を踏まえつつ検討していきたい。

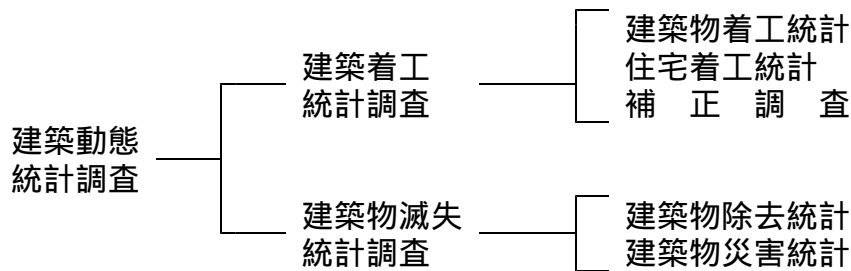
3. 今後の取組の具体的内容、スケジュール等について考えていることがあれば記載して下さい。

(調査の概要がわかる資料を必ず添付いただくほか、適宜、参考資料を添付願います。)

建築動態統計調査

1 調査の目的

建築動態統計調査は次の統計調査から成っており、全国の建築物の動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とする。



2 調査内容

建築基準法第15条第1項に基づき、建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除去の工事を施工する者が建築物を除去しようとする場合、これらの者は、それぞれその旨を都道府県知事に届け出ることとなっている。これらの届出をもとに都道府県の建築主事等が必要事項を調査票に転記作成して国土交通省に送付する方法により行われており、次の建築物を対象としている。

区分	種類	対象等
建築着工統計 建築物着工統計 住宅着工統計 補正調査	指定	新たに建築される全国の建築物（悉皆） のうち住宅（悉皆） のうち都市部において抽出されたもの（無作為抽出）
建築物滅失統計 建築物除去統計 建築物災害統計	届出	全国の除去建築物（悉皆） 災害により滅失・損壊した全国の建築物（悉皆）

3 公表等

集計、公表時期
 毎月分 翌月末
 年計分 1月末
 年度計分 4月末

(様式)

地方公共団体を経由して行う指定統計調査の民間開放について

省 庁 名：国土交通省

統計調査名：建設工事統計調査

1. 当該調査の民間開放についての地方公共団体の意向について把握している状況を記載してください。

当該調査の民間開放についての地方公共団体の意向等について聴いたところ、多数の地方公共団体の主な意見等は以下のとおりであった。

- ・法定受託事務であるので国の方針に従うのみ。現時点では民間委託を行う予定もない。
- ・国からの委託費の増額がないと、民間委託することができない。国土交通省からの委託費では経費の一部しかまかなえないので、地方公共団体がその他の経費を負担しているのが実態。
- ・地方公共団体は、建設業許可行政を行う中で当該調査を実施していることから、調査全般を民間委託すると回収率に影響がでるのではないかと懸念されている。

また、単純作業についてのみ限定的に民間へ委託している少数の地方公共団体に対して意向等を聴いたところ、主な意見等は次のとおりであった。

- ・これ以上の民間委託は困難であり、当該調査にかかる業務の割合は小さいため、今後さらに民間委託を進めなければならないとは考えていない。
- ・国土交通省からの委託費では経費の一部しかまかなえない。民間委託については、県を通さず国が直接行ってほしい。業務量を減らしたいので、オンライン化をすすめてほしい。
- ・契約事務が増えているが、民間委託が望ましいと考えている。ただ、すべての業務を民間が行うとなると回収率の影響が懸念される。大臣許可業者だけでも国土交通省で行ってほしい。

2．現時点における当該調査の民間開放についての考え方を記載してください。

地方公共団体では、建設業の都道府県知事許可行政と併せて当該調査事務を行っており、建設業施策の企画立案等においても当該調査結果は必要な情報と考える。また、「1 .」にもあるとおり、地方公共団体では、委託費で経費が賄えない実状や、回収率の低減等の懸念がある。

「1 .」のとおり、限定的ではあるが、自らの責任で業務の一部を民間委託している地方公共団体もあり、既に可能な範囲で民間開放が進められているが、引き続き地方公共団体の意向を踏まえつつ検討していきたい。

3．今後の取組の具体的内容、スケジュール等について考えていることがあれば記載して下さい。

(調査の概要がわかる資料を必ず添付いただくほか、適宜、参考資料を添付願います。)

建設工事統計調査の概要

建設工事施工統計調査

1. 目的

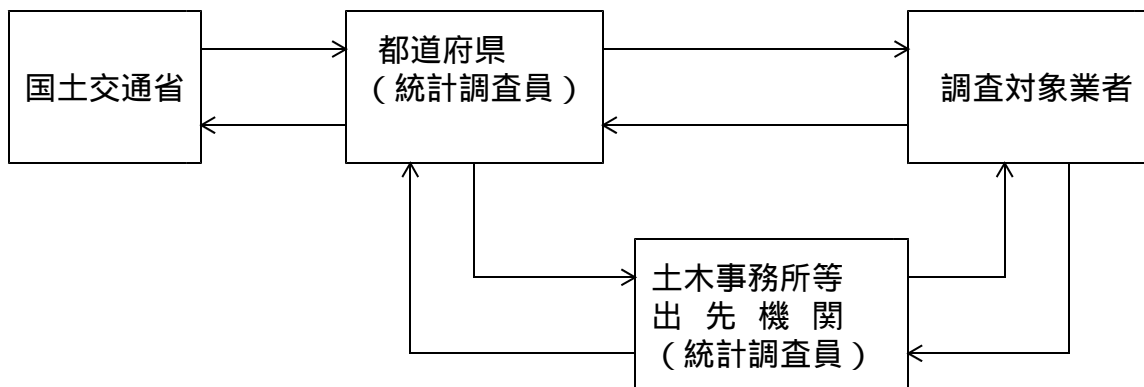
建設工事施工統計調査は、建設業者が1年間に施工した建設工事の完成工事高等を調査し、建設業の実態・建設活動の内容を明らかにすることによって、経済政策、建設行政等に資することを目的として、毎年度実施されている調査である。

2. 調査項目

- (1) 経営組織
- (2) 資本金又は出資金
- (3) 有形固定資産（土地を除く）
- (4) 業種
- (5) 就業者数
- (6) 年間完成工事高
- (7) 兼業売上高
- (8) 年間受注高
- (9) 建設業の付加価値額

3. 調査の方法

- ・ 国土交通省は、都道府県の統計調査員を經由して調査対象業者に配布。
- ・ 調査対象業者は、自計申告により調査票に記入。
- ・ 国土交通省は、都道府県を經由して、調査対象業者から調査票を回収・集計。



4. 公表等

集計、公表時期
年度計 翌年度末（3月）

建設工事受注動態統計調査

1. 調査の目的及び沿革

建設工事受注動態統計調査は、我が国の建設業者の建設工事受注動向及び公共機関・民間等からの受注工事の詳細を把握することにより、各種の経済・社会施策のための基礎資料を得るとともに、企業の経営方針策定等における参考資料を提供することを目的としている。

2. 調査の対象

調査期日の属する年度の前々年度に施工した建設工事の年間完成工事高が1億円以上ある建設業者のうち国土交通大臣が指定した業者。

3. 調査期日及び調査方法

毎月末日現在を調査期日とし、翌月10日までに当該建設業者の所在地を統括する都道府県知事に、調査票により申告する自計申告方式によっている。

4. 調査内容

月別に建設業の受注高を元請・下請別等に調査し、毎月の動向を明らかにする。

元請・下請別受注高
公共・民間別受注高
土木・建築・機械別受注高 等

5. 調査方法

「建設工事施工統計調査」と同様に、都道府県を通じた調査を行っている。

6. 公表等

月公表

速報：翌月の月末

確報：翌々月の10日前後

年計は2月の公表時

年時計は5月の公表時

(様式)

地方公共団体を経由して行う指定統計調査の民間開放について

省 庁 名：国土交通省
統計調査名：法人土地基本調査

1. 当該調査の民間開放についての地方公共団体の意向について把握している状況を記載してください。

土地基本法では「国及び地方公共団体では土地の所有及び利用の状況に関して、調査等の必要な措置を講ずる」と記述しており、当調査は、国と地方公共団体が一体となり適切な調査を実施することが必要と考える

しかしながら、都道府県職員の労力事情や臨時職員（アルバイト等）の採用手配・事務手続きの困難性等から、都道府県によっては業務の一部を民間開放の意向があると聞いている。

また、民間開放するにしても民間開放の手続、委託し得る業者の存在確認や選定等に苦慮するとの懸念も生じている。

2. 現時点における当該調査の民間開放についての考え方を記載してください。

当調査は、土地基本法において「国及び地方公共団体では土地の所有及び利用の状況に関して、調査等の必要な措置を講ずる」と記述しており、国と地方公共団体が一体となり適切な調査を実施することが必要と考える。

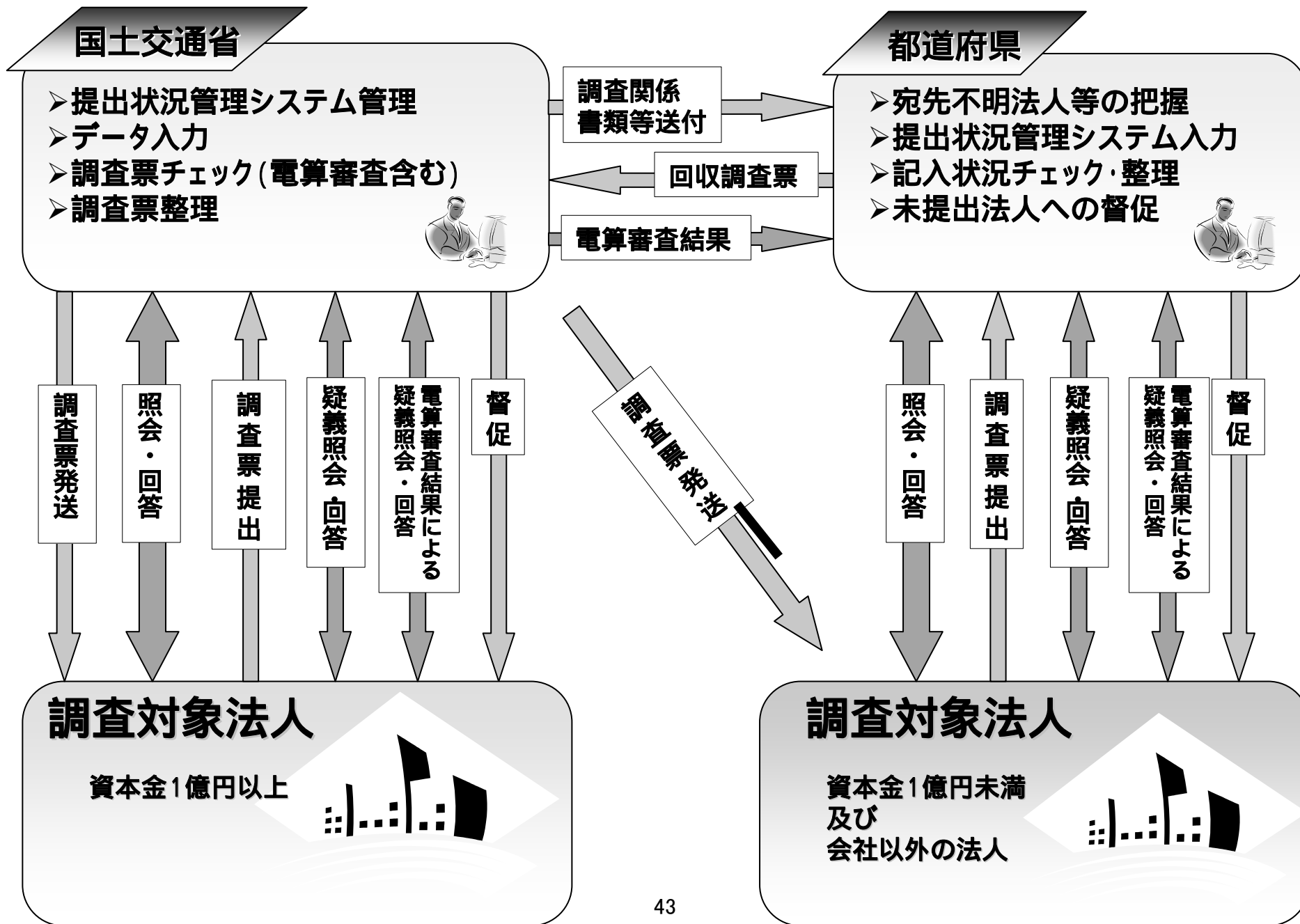
都道府県において都道府県職員の業務負担を考慮すれば、現行の法定受託事務を維持しながら、調査の正確性・信頼性、秘密の保護等を確保した上で、都道府県の責任において民間開放を検討し一部業務を委託することもあり得る。

3. 今後の取組の具体的内容、スケジュール等について考えていることがあれば記載して下さい。

次回調査の平成20年度調査については、法定受託事務として都道府県職員（アルバイト等含む）で事務作業を行うことを基本とするが、次々回調査に当たっては、都道府県職員での業務遂行が困難であれば、調査の正確性・信頼性、秘密の保護等を確保した上で民間開放を検討することとし、都道府県と十分調整し進めて参りたい。

（調査の概要がわかる資料を必ず添付いただくほか、適宜、参考資料を添付願います。）

平成15年法人土地基本調査の実施の流れ



平成15年法人土地基本調査の計画概要

1 調査の目的

法人土地基本調査は、土地基本法第17条に基づき、法人の土地の所有及び利用の状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、総合的な土地政策のために必要な基礎資料を得ることを目的として実施する。

2 調査の範囲

本国に本所・本社・本店を有する法人のうち、国及び地方公共団体を除いたものとする。

3 調査の期日

平成15年1月1日現在によって、同年9月～10月に実施する。

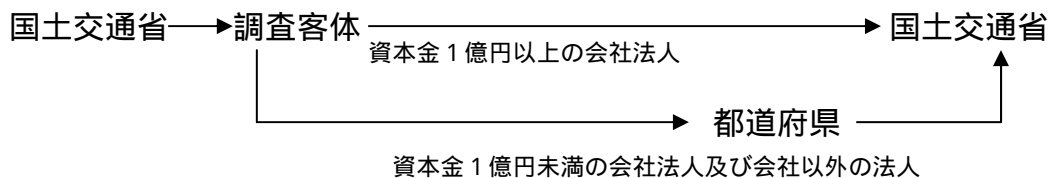
4 調査事項

「法人の名称」、「本所・本社・本店の所在地」、「組織形態」、「資本金、出資金又は基金の額」、「業種」、「常用雇用者数」、「支所・支社・支店の数」、「所有する土地の有無」、「本所・本社・本店の敷地所有状況」、「所有している土地に関連する事項」

5 調査の方法

郵送された調査票に法人の担当者が記入して返送する郵送申告方式とする。

6 調査の系統



7 集計及び結果の公表

(1) 集計は、下記の事項について行う。

- ア 土地の所有に関する総括的な事項
- イ 土地の所有規模に関する事項
- ウ 宅地などの所有形態に関する事項
- エ 宅地などの取得時期に関する事項
- オ 宅地などの貸付に関する事項
- カ 宅地などの利用現況に関する事項
- キ 土地の資産額に関する事項

(2) 調査の結果は、調査後1年以内に速報、2年以内に報告書として公表する。

公表は冊子及びインターネットにより提供。